

平成19年4月26日

各位

会社名 日産自動車株式会社
代表社名 取締役社長
カルロス ゴーン
(コード番号 7201 東証第1部)
問合せ先 グローバルコミュニケーション・CSR本部
主担 白井 丈至
(TEL03-3543-5523)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会において、ストックオプションの目的で発行する新株予約権の募集事項の具体的内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の、当社の連結業績向上に対する意欲を一層高めるため。

2. 新株予約権の発行要領

1) 募集新株予約権の名称

日産自動車株式会社第5回新株予約権

2) 募集新株予約権の総数

9,500個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

4) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。当初の行使価額は、平成19年3月16日より同3月30日までの10連続取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額とする。(1円未満の端数は切り上げる。)但し、当該金額が募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

5) 募集新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 5 月 9 日(日本時間)から平成 28 年 6 月 26 日(日本時間)の銀行営業終了時まで(但し、当該日が日本の銀行営業日でない場合は、これに先立つ直近の銀行営業日まで)

6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする

7) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

8) 募集新株予約権の取得条項

以下の 、 、 、 及び の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9) 募集新株予約権の行使の条件

募集新株予約権の行使は、次を条件とする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者が、当社又は当社子会社若しくは関連会社等(以下、「当社等」という)に継続して雇用されており又は委任関係を保持していること。
当社の業績が一定の水準を満たすこと。

新株予約権者が個々に設定されている業務目標等を達成すること。

新株予約権者が法令又は当社等の諸規則に違反した場合は、募集新株予約

権を行使することができないものとする。

新株予約権者が当社等の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

なお、上記 から の条件の詳細及びその他の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

10) 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

11) 募集新株予約権を割り当てる日

平成 19 年 5 月 8 日

12) 募集新株予約権の割当を受ける者

当社従業員 30 名

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 18 年 5 月 17 日

(2) 定時株主総会の決議日 平成 18 年 6 月 27 日

以上